

四日市市告示第 56 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 2月27日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 削除区間幅員	追加区間延長 削除区間延長	備考
		区域変更後起終点	変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更前延長 変更後延長 (m)	
1	小山田川島線	桜町字中長7274-3 川島町字涼戸3557	9.3 4.3~7.2	600.3 681.8	区域を変更する 延長を変更する
		桜町字中長7274-3 川島町字涼戸3557	3.6~16.8 3.6~16.8	4,160.2 4,078.7	
2	川島89号線	川島町字狭間4557-1 川島町字狭間4557-178	4.3~7.2 9.3	681.8 426.6	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する
		川島町字狭間4557-1 川島町字東尾4471-1	9.3 4.3~7.2	426.6 681.8	